

生活・事業を支えるための支援一覧



支援制度  
(個人向け)



支援制度  
(事業者向け)

| 支援名                                     | 内容  | 問い合わせ  |
|---|---|--|
| 休業支援金・給付金                               | 休業期間中に賃金が支払われない中小企業の従業員へ月額最大 33 万円                | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276             |
| ひとり親世帯への臨時特別給付金                         | 児童扶養手当受給者などへ臨時および追加給付                             | こども未来課 ☎(21)0288   |
| 出産特別応援金(ようこそ赤ちゃん応援金)                    | 令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児へ1人当たり10万円              | 健康づくり課 ☎(21)0267   |
| 傷病手当金の支給                                | 感染し、勤務ができなくなり給与を受けられなくなった人への手当金                   | 健康づくり課 ☎(21)0258   |
| 住宅確保給付金                                 | 住居を失った人などへ家賃を支援                                   | 高梁市生活あんしんサポートセンター ☎(22)9111                              |
| 住宅リフォーム事業費補助金<br>期間延長 令和3年1月29日(金)まで    | 新しい生活様式などを取り込んだ居住環境の向上などを目的としたリフォームを補助            | 産業振興課 ☎(21)0229  |
| 市税の納税猶予                                 | 収入が減った人の納税を猶予                                     | 税務課 ☎(21)0215  |
| 保険税・保険料の減免                              | 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免                       | 税務課 ☎(21)0214/<br>健康づくり課 ☎(21)0258                       |
| 年金保険料などの猶予                              | 収入が減った人および事業所の国民年金・厚生年金保険料の支払いを猶予                 | 日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570                                  |
| 緊急小口資金・総合支援資金                           | 生活資金でお困りの人へ特例貸し付け                                 | 社会福祉協議会 ☎(22)7243  |
| 持続化給付金                                  | 影響を受けた事業者(法人・個人)が事業を継続するための給付金                    | 持続化給付金申請サポート会場 ☎0570-077-866                             |
| 持続化補助金                                  | 事業再開へ向けた投資をする小規模事業者へ最大150万円                       | 高梁商工会議所 ☎(22)2091/<br>備北商工会 ☎(42)2412                    |
| がんばろう高梁! 事業継続支援金<br>申請は12月28日(月)まで      | 収入が減った中小企業・小規模事業者、個人事業主へ10～20万円                   |  |
| がんばろう高梁! 設備改修補助金<br>期間延長 令和3年1月29日(金)まで | 感染予防のための設備改修や備品購入を行う場合の補助金                        | 産業振興課 ☎(21)0229  |
| 高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金                   | テレワークやオンライン会議など多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助 |  |
| 岡山県事業継続特別支援金                            | 雇用保険の被保険者が21人以上の事業者へ1人当たり2万円                      | 岡山県事業継続特別支援金受付係 ☎086(226)7924                            |
| 岡山県新しい生活様式実践事業者補助金                      | 「新しい生活様式」を実践するための備品などに係る経費を補助                     | 岡山県新しい生活様式実践事業者補助金受付係 ☎086(222)2022                      |
| 小規模事業者持続化補助金                            | 感染予防を図りながら投資を行う小規模事業者への補助金                        | 岡山県商工会連合会 ☎086(224)4341                                  |
| 家賃支援給付金                                 | 収入が減った事業所の家賃を支援                                   | 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930                             |
| 雇用調整助成金                                 | 雇用者の休業などに対する休業手当を助成                               | ハローワーク高梁 ☎(22)2291                                       |
| 高梁市雇用安定助成金                              | 雇用調整助成金の交付決定額の3%を市が追加助成                           | 産業振興課 ☎(21)0229  |
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付/特別利子補給制度               | 運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど                        | 日本政策金融公庫事業資金相談 ☎0120-154-505/中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783183 |
| セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)  | 運転資金や設備資金の融資認定                                    | 産業振興課 ☎(21)0229  |

個人向け

事業者向け

新型コロナウイルス受診相談センター(備北保健所) ☎(21) 2836 平日午前9時～午後5時  
土・日曜日、祝休日の午前8時～午後6時は ☎086-226-7925 / 夜間は ☎086-226-7877(受診案内のみ)

新型コロナウイルス感染症対策 年末年始に気をつけること

新型コロナウイルス感染症の国内での新規感染者は、11月以降急増し過去最多の水準が続いており、<sup>ゆりよ</sup>憂慮すべき状況となっています。このままの状況が続けば、医療機関では通常の医療との両立が困難になると推測されています。

これからの年末年始は、忘年会や新年会で多くの人との飲食の機会が増えるとともに、初詣など外出や帰省により感染のリスクが高まりますので、次のことに留意をお願いします。

そして、「新しい生活様式」の実践徹底により、新型コロナウイルス感染症を過度に恐れることなく、社会経済活動を維持していきましょう。

☎感染症対策室 ☎(21) 1180

飲食店などでは

- 飲食は、普段から交流のある人と、少人数(10人未満)、短時間で楽しみましょう
- 席の間隔を取り、対面に座らないようにしましょう
- 適度な酒量で、深酒・はしご酒などは控えましょう
- 会食中でも、会話の際はマスクを着用しましょう
- ※フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意



初詣など外出時には

- なるべく人混みを避けましょう
- 消毒液などを携帯し、こまめに手指消毒をしましょう
- 帰宅したら、必ず手洗いとうがいをしましょう

帰省するときは

- 帰省する人には、帰省前2週間は会食に参加しないなど、慎重な行動と体調管理をお願いします
- 重症化リスクの高い高齢者と会うときは、会う時間を短くするなど、特に気を付けてください

職場や学校などでは

- 寒い環境でも定期的に換気を行い、適度な保湿とこまめな拭き掃除をしましょう
- 居場所が切り替わる食堂や喫煙所、休憩室では気が緩みがちとなります。特に注意しましょう
- 発熱などがあるときは、仕事や学校を休んでください

発熱や風邪の症状があるときは…「かかりつけ医」に相談!

風邪、インフルエンザ、そして新型コロナウイルス感染症の初期症状は、いずれも発熱や咳などです。こうした症状があるときは、職場や学校へは行かないようにして、まずはかかりつけ医に相談しましょう。



発熱や咳などの症状が出た場合

かかりつけ医がない

県ウェブサイトを探す  
または  
受診相談センターに電話で相談



かかりつけ医がいる

かかりつけ医に相談  
かかりつけ医が、県の「診療・検査医療機関」でない場合は、紹介してもらえます。

受診の際は、必ず電話予約をし、マスクを着用して、なるべく公共交通機関以外の方法で来院してください。また、付き添いはできるだけ少人数でお願いします。